

市場に再配分するファイナンス手法を指す」と定義している⁶。③は、投資家に販売することを目的として、金融商品を組成することを意味する。また、これらの定義によれば、資産を単純に売却するという行為は、流動化から除かれることとなる。

これら2つの定義では、資産の流動化は、資産のオフバランス化を図ることと、流動化の対象資産が生み出すキャッシュフローを原資とした資金調達である点が特徴となる。ただし、最近、一部の医療機関で、土地に定期借地権を設定し、保証金と賃料を得るという方法で資金調達が行われている。これはオフバランス化を伴わない形で資産の流動化を図るものであり、流動性の乏しい資産に流動性を付与する点で、広義の資産流動化と考えることが可能である。

そこで、本報告書では、資産の単純な売却を典型とした資産自体の価値に着目した流動化を含めず、定期借地権を利用した資金調達を報告対象とするため、本報告書の冒頭に示したように、資産の流動化を「**資産の保有者が資産の価値および資産の生み出すキャッシュフローを原資として資金調達を行うことである。**」と定義する。

2) 流動化の対象となる資産

流動化の対象となる資産は、一般的にはキャッシュフローを生み出す資産と言われている。現在では、不動産、リース債権、売掛金債権、住宅ローン債権など、多くの資産が流動化の対象資産となっているが、多くの医療機関にとっては、主要な資産項目である診療報酬債権と不動産が流動化の対象資産となる。

ただし、流動化に際して資産のオフバランス化を伴うか否かと流動化の対象資産の違いによって、流動化の仕組みや手続きにかなりの違いがある。そこで、以下では、まず、資産のオフバランス化を伴う流動化として(2)で不動産について、(3)で診療報酬債権についてそれぞれ説明し、資産のオフバランス化を伴わない流動化、具体的には定期借地権を用いた流動化(以下では、「定期借地権方式」という)について(4)で説明する。

(2) 不動産の流動化

1) 手続き・方法

ア. 手続き・方法の例

前述の某信託銀行は、流動化の定義の形を借りて、資産の流動化の基本的な仕組みについて、「①オリジネーターが創出し、保有していた裏付け資産の信用リスクおよびキャッシュフローを、②流動化業務のみに携わる『器』(Special Purpose Vehicle (SPV)⁷、あるいは単にビークル (Vehicle))を経由することでオリジネーターの信用リスクから遮断(オフバランス化)し、同時に必要に応じて信用補完等の金融技術を応用して分解・加工することにより、③その信用

⁶ みずほ信託銀行編『債権流動化の法務と実務』(金融財政事情研究会、2005年)7頁。

⁷ SPVとは、オリジネーターが万一倒産した場合に、流動化の対象資産にその影響が及ばないようにすることを目的として設立される流動化のための「器」のことである。SPE (Special Purpose Entity=特別目的事業体)あるいは、単にビークル (Vehicle) と呼ばれたり、SPC (Special Purpose Company=特別目的会社) と呼ばれることもある。本報告書では、「SPV」という。